

新旧対照条文

◎ 国民健康保険条例参考例 (抄) (平成二十七年一月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第八条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>四十万四千元</u>(何円)を支給する。ただし、市(区、町、村)長(管理者)が健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第八条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>三十九万円</u>(何円)を支給する。ただし、市(区、町、村)長(管理者)が健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>